



顧問挨拶

特許技監

嶋野 邦彦

ただいまご紹介いただきました特許技監の嶋野でございます。特許庁技術懇話会の顧問として、一言、ご挨拶を申し上げたいと思います。

本日の懇親会には、ただいまご挨拶をいただきました知的財産高等裁判所の高部所長、小山特許庁総務部長を初め、多くのご来賓の方々に、ご多忙の中、お越しいただきました。誠にありがとうございます。

また本日は、本年4月に私どもの新たな仲間として職場に加わりました71名(通常39名(特許37名、意匠2名)、任期付32名)の新人も出席しております。本日は我が国の知的財産制度を支えてくださっている皆様にお集まりいただいているわけでございますので、この機会に改めて特許庁の担うべき使命について申し上げたいと思います。

第一に特許庁は経済産業省に属する経済官庁でありますので、我が国の持続的な経済発展を知的財産の側面から支援する、これが大きな使命でございます。また、第二に知的財産制度を利用して下さる日本の企業はもとより、世界のユーザーの方々に貢献する、この二点につきましては、時代が変わっても不変な役割であると考えております。

制度のユーザーの方々に目を転じますと、知的財産制度のメインユーザーである我が国の企業の多

くはアントレプレナーシップにあふれた起業家によって創設された、そういう会社です。時代の潮流に合わせて積極果敢に新分野に進出され、我が国の経済をけん引されてきた、そういう会社ばかりであります。これらの企業の皆様は、知的財産制度を支えてくださる、私どもにとりまして大事なユーザーです。また、これらの企業の皆様方には、日頃より、私どもの取り組んでおります施策に関しまして、種々の貴重なご提言をいただいております。この場をお借りして、改めて感謝申し上げたいと思います。

そして、今後、さらなる我が国の経済発展に向けて、知的財産の側面から2つの領域に向けた取組を特許庁として進めているところでございます。先ほど、小山総務部長から、網羅的に4つの視点から施策についてお話をいただきました。私からは2点、申し上げたいと思います。

まず一つ目でございますが、先進国の成熟市場の中を考えた場合、この中でさらなる経済発展をするためには、新たな価値の創出、すなわちイノベーションが不可欠である、これは申し上げるまでもないことだと思います。その中で重要な鍵を握っているプレーヤーとして、昨今注目されておりますのが、スタートアップ企業です。新たな技術開発を行い、そして市場を開拓する段階にあるスタートアップ企業は、イノベーションにより産業の新陳代謝を促し、大企業・中堅企業との協業によるオープンイノベーションをけん引する役割を担っております。

このスタートアップ企業は、資金調達のために事業戦略に対応した知的財産を早期に獲得することが重要であります。これらの企業の中には、知的財産を取得した経験が少ないものも含まれていると認識しております。そこで特許庁では、スタートアップ企業に対しまして、審査の面からも支援して参ります。具体的には二つの取組を始めました。一つは、審査官が面接をさせていただき、スタートアップ企業の事業戦略を把握したうえで、スピーディな審査を行うという、面接活用審査というものでございます。もう一つは、何よりも早く権利を取得したい、そういうスタートアップ企業のニーズに応えるための、スーパー早期審査です。この取組につきましては、7月9日に開始したところです。



経済発展を促進するための二つ目の領域ですが、フロンティアの開拓ということ。すなわち、成長の過程にある途上国、それから新興国への支援です。これらの国の持つ豊富な資源、若い労働力、多様性に富んだニーズやシーズに注目して、我が国の先端技術とのコラボレーションによって、経済価値を高めていく、そしてこれらの国々とともに成長していくということは、非常に魅力的な選択肢であると考えております。そのため、これらの国の投資環境の整備の一環として、知財システムの確立は急務です。

特に、知的財産制度が発展途上にあり、全体の底上げが必要な発展途上国に対しましては、将来的な成長を見据え、また、我が国の企業が事業進出する際のイニシャルコストを下げるために、まずは知的財産制度の法制度の整備、知的財産庁自体の確立を含めた組織体制の確立、知的財産制度の運用に必要な業務フローの作成、書類の電子化といったITインフラの整備などを行っているところです。

また、製造拠点や成長市場として重要性が一層高まっている中、新興国では、特許の実体的な審査に本格的に取り組み始めています。これらの国に対しましては、適格な審査が円滑に行われるよ

う、我が国の審査官をはじめとする専門家の派遣、駐在、さらに新興国の専門人材の我が国への受け入れを通じて新人審査官の研修等の審査実務の指導を行うといったことを進めており、全体として審査実務の能力の向上を図っております。

今申しあげました二つの取組は、いずれも本日集まっております特技懇会員の審査官、あるいは審判官が日々取り組んでいる仕事ですが、私どもにとりまして、特許庁の使命を意識する、また知的財産行政の在り方、あるいは審査の進め方を見つめ直すことは、大変重要なことです。

本日は、我が国の知的財産システムのユーザーの皆様、そして知的財産システムの中で重責を担っていらっしゃる皆様に多数、ご出席を賜っています。この懇親会が、我々の役割を今一度振り返り、また将来に向けて取り組むべき事につきまして、少しでも議論を深める機会になればと考えております。

限られた時間ではございますが、ぜひ特技懇の会員であります審査官、審判官と皆様方の懇親を深めていただきたいと思います。願っております。

最後になりますが、本日お集まりの皆様方の益々のご発展とご健勝を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

